

## マイナンバー制について

平成28年  
1月

# マイナンバー制(番号制度)が 始まりました

マイナンバー制(番号制度)は、複数に存在する個人情報を一つにまとめ、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、私たちにとって公平・公正で便利な社会を実現する狙いで始まりました。

ご家庭宛に通知されたマイナンバーは、平成28年1月から社会保障・税などの手続きで利用が始まります。



キャラクター「マイナちゃん」

## 皆様の自宅に届いたマイナンバー(個人番号)は…



- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。
- 発行されたマイナンバーは生涯に渡り変更されません(番号が漏えいし不正に使われるおそれがある場合を除く)。
- 法人にも、法人番号(13桁)が指定されます。

## 健康保険組合との関わりは？

マイナンバーは、健康保険・雇用保険・年金・税金等の手続きで共通に使うこととなります。手続きをする窓口等では、通知カードを提示してマイナンバーを確認します。

健康保険の手続きでは、平成29年1月から被保険者資格・被扶養者認定等の適用関係届出書や療養費・傷病手当金等の保険給付申請等にマイナンバーを記入して提出して頂くこととなります。(健康保険証にはマイナンバーは記載されません)



適用関係  
手続

被保険者の資格  
被扶養者の認定

保険給付  
申請

傷病手当金  
高額療養費

出産育児一時金  
埋葬料

### 制度導入スケジュール



### マイナンバー制の 効果は？

- 所得の把握が正確になり、税の負担の公平化が図られます。
- 社会保障や税に係る手続きの効率化が図られます。
- 各種届出の添付書類などが不要になるなど、国民の利便性が向上します。
- 大災害等において確実な本人確認を可能にし、迅速な支援に活用できます。